

様式第1号（第5条関係）

宇部市移住支援事業（東京圏等向け）補助金交付申請書

年 月 日

宇 部 市 長 様

宇部市移住支援事業（東京圏等向け）補助金交付要綱第5条の規定により、補助金の交付について申請します。

1 申請者

申請者氏名		生年月日	年 月 日
住 所	〒	連絡先	
<認定内容>※該当するものに☑をご記入ください。 1 ☐就業 / ☐テレワーク / ☐関係人口 / ☐創業 2 ☐単身世帯 / ☐2人以上の世帯			
(フリガナ) 世帯員の氏名	続柄	生年月日 (転入時の満年齢)	宇部市における新たな 勤務先（学校）の名称と所在地
1		年 月 日 (歳)	
2		年 月 日 (歳)	
3		年 月 日 (歳)	
4		年 月 日 (歳)	
5		年 月 日 (歳)	

【次頁へつづく】

2 各種確認事項（該当するものに○を付けてください。）

別紙「補助金の交付申請に関する契約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙「宇部市移住支援事業（東京圏等向け）」、「やまぐち移住就業支援事業・マッチング支援事業及び地方就職学生支援事業」及び「山口県移住支援事業（創業）及び創業支援事業」に係る個人情報の取扱いに記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、宇部市に居住する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
補助対象者を含めた世帯員が、いずれも過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないことについて。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、市長が認める場合を除く。	A. 受給していない	B. 受給している
（就業、テレワーク又は創業の場合のみ記載） 申請日から5年以上継続して、就業又は創業する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
（就業の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	A. 3親等以内の親族に該当しない	B. 3親等以内の親族に該当する
（テレワークのみ記載） 移住の意思について	A. 自己の意思である	B. 所属からの命令である
（テレワークのみ記載） 移住先でテレワークにより勤務する（原則として、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施することについて	A. 実施する	B. 実施しない

※各種確認事項のB. に○をつけた場合は、補助金の交付対象になりません。

3 移住元に関する要件（以下①、または②のすべてに該当すること）

①

□転入する直前10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）していたこと

【次頁へつづく】

☐ 転入する直前までに、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。(ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。)

※ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

●直前10年間の住民票上の住所及び居住期間

(住所及び期間)

(住所及び期間)

(住所及び期間)

●旧勤務先、所在地及び勤務期間

(勤務先、所在地、期間)

(勤務先、所在地、期間)

(勤務先、所在地、期間)

●旧通学先、所在地及び在学期間

(勤務先、所在地、期間)

②(就業、創業の場合のみ)

☐ 転入する直前10年間のうち、通算5年以上、東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県及び福岡県に在住していたこと。

☐ 転入する直前までに、連続して1年以上、東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県及び福岡県に在住していたこと。

4 移住先に関する要件(該当するものにチェック又は記入してください。)

☐ 移住支援金の申請時において、宇部市に転入後1年以内であること。

(1) 一般・専門人材共通

☐ 勤務地が山口県内に所在すること。

☐ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において在職していること。

☐ 当該法人に、補助金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

☐ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

【次頁へつづく】

(2) 一般の場合

- 就業先が、山口県が移住支援事業の対象としてマッチングサイトに掲載している支給対象法人の求人であること。
- 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- 上記求人への応募日が、マッチングサイトに求人が掲載された日以降であること。

(3) 専門人材の場合

- 山口県が行うプロフェッショナル人材事業又は、内閣府が行う先導的人材マッチング事業を利用した就業であること。
- 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(4) テレワークの場合

- 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、本市を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- 移住先でテレワークにより勤務する（原則として、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週 20 時間以上テレワークを実施すること。
- デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から資金提供を受けていないこと

(移住後の生活状況)

勤務先部署	
勤務先所在地	
勤務先へ行く頻度	週・月・年 その他（ 回数程度 / 行くことはない / ）

(5) 関係人口の場合

- 山口県が運営するポータルサイト「山口つながる案内所」に利用者登録をし、同サイトに登録された本市の関係人口創出事業（プロジェクト）や移住体験ツアーに2回以上の参加経験を有すること。
- 宇部市へのUターン者でないこと。
- 農林水産業に就業する者。

(6) 創業の場合

- ☐ 公益財団法人やまぐち産業振興財団から、やまぐち創業補助金（以下「創業補助金」という。）の交付決定を受けていること。
- ☐ 申請時において、創業補助金の交付決定を受けてから1年以内であること。

【次頁へつづく】

【添付書類】

- (1) 移住元の補助対象者を含めた世帯員の住民票の除票の写し等、移住元での在住
地、在住期間を確認できる書類。世帯の申請をしようとする場合は、補助対象者を含
めた世帯員の移住元での在住地を確認できる書類。
- (2) 出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の
配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者
等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を証
明する者証明書の写し。(外国人の場合に限る。)
- (3) 東京 23 区で勤務していた企業等の就業証明書又は離職票等、移住元での在勤
地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことが確認できる書類。(東京 23 区
以外の東京圏から東京 23 区へ通勤していた者の場合。)
- (4) 卒業証明書等、在学期間や卒業校を確認できる書類。(東京 23 区以外の東京圏か
ら東京 23 区内の大学等へ通学し、東京 23 区内の企業等へ就職した者の場合。)
- (5) 開業届出済証明書等、移住元での在勤地を確認できる書類。(東京 23 区以外の東
京圏から東京 23 区へ通勤していた法人経営者又は個人事業主の場合。)
- (6) 個人事業等の納税証明書等、移住元での在勤期間を確認できる書類。(東京 23 区
以外の東京圏から東京 23 区へ通勤していた法人経営者又は個人事業主の場合。)
- (7) 移住後の世帯員全員の住民票の写し。
- (8) 補助対象者を含めた世帯員 (18 歳未満の者を除く。) の交付申請時に納付すべき
納期限の到来した市税等の滞納がないことの証明書 (移住元が発行する場合を含
む。)
- (9) 就業またはテレワークの場合、補助対象者の就業証明書 (様式第 2 号)
- (10) 創業の場合、創業補助金の交付決定通知書の写し。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類